

公開買付説明書の訂正事項分 (第2回)

2026年9月

ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー

(対象者：株式会社ボードルア)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は法第27条の9第4項の規定により作成されたものであります。

ビーシーピーイー ネオン ケイマン エルピー（BCPE Neon Cayman, L.P.）（以下「公開買付者」といいます。）が2026年8月19日付で提出した公開買付届出書（2026年8月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である同年8月19日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者が、2026年8月28日付で、株式会社ボードルア（以下「対象者」といいます。）の第4位株主である小林剛士氏（所有株式数：1,290,000株、所有割合：3.93%）との間で、同氏が所有する対象者の普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約を締結したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第4項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第8項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

法第27条の9第4項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書に記載された事項については、公開買付者が2026年8月27日及び同年9月3日付で関東財務局に提出した公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

なお、公開買付届出書の訂正届出書は、法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）にて縦覧に供されております。

3. 公開買付けの目的

(訂正前)

<前略>

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、法第27条の2第1項但書及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第7条第1項第13号に基づき、本公開買付けが成立した場合には、公開買付けによることなく、本創業者株主（以下に定義します。）が所有する対象者株式の全てについて、1株当たりの譲渡金額を本公開買付けにおける対象者株式1株あたりの買付け等の価格を下回る金額である2,350円として、本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）と同日付で株式譲渡により取得する予定です。具体的には、2026年8月18日付で、富永氏（所有株式数：12,176,000株、所有割合（注2）：37.09%）、藤井氏（所有株式数：4,539,000株、所有割合：13.83%）及び程島氏（所有株式数：1,224,600株、所有割合：3.73%）（以下、総称して「本創業者株主」といいます。）のそれぞれとの間で、所有する対象者株式の全てについて公開買付者に譲渡する旨の契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）をそれぞれ締結し、富永氏が所有する対象者株式の全て、藤井氏が所有する対象者株式の全て及び程島氏が所有する対象者株式の全て（合計17,939,600株、所有割合合計：54.65%）（以下、総称して「本譲渡株式」といいます。）について、それぞれ公開買付者に譲渡する旨を合意しております。なお、本株式譲渡契約の詳細については、本公開買付けに関して公開買付者が2026年8月19日に提出する公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「（6）公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、法第27条の2第1項但書及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第7条第1項第13号に基づき、本公開買付けが成立した場合には、公開買付けによることなく、本創業者株主（以下に定義します。）が所有する対象者株式の全てについて、1株当たりの譲渡金額を本公開買付けにおける対象者株式1株あたりの買付け等の価格を下回る金額である2,350円として、本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）と同日付で株式譲渡により取得する予定です。具体的には、2026年8月18日付で、富永氏（所有株式数：12,176,000株、所有割合（注2）：37.09%）、藤井氏（所有株式数：4,539,000株、所有割合：13.83%）及び程島氏（所有株式数：1,224,600株、所有割合：3.73%）（以下、総称して「本創業者株主」といいます。）のそれぞれとの間で、所有する対象者株式の全てについて公開買付者に譲渡する旨の契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）をそれぞれ締結し、富永氏が所有する対象者株式の全て、藤井氏が所有する対象者株式の全て及び程島氏が所有する対象者株式の全て（合計17,939,600株、所有割合合計：54.65%）（以下、総称して「本譲渡株式」といいます。）について、それぞれ公開買付者に譲渡する旨を合意しております。また、公開買付者は、2026年8月28日付で、2026年2月28日現在における対象者の第4位株主である小林剛士氏（以下「小林氏」といいます。）（所有株式数：1,290,000株、所有割合：3.93%）との間で、小林氏が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、小林氏が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募し、かつ、その後当該応募を撤回せず、当該応募の結果成立した当該株式の買付けに係る契約を解除しない旨を合意しております。

なお、本株式譲渡契約及び本応募契約の詳細については、本公開買付けに関して公開買付者が2026年8月19日に提出した公開買付届出書（2026年8月27日及び同年9月3日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「（6）公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

<後略>